

資料2-1

## 子ども・子育てに関する総合計画について(案)

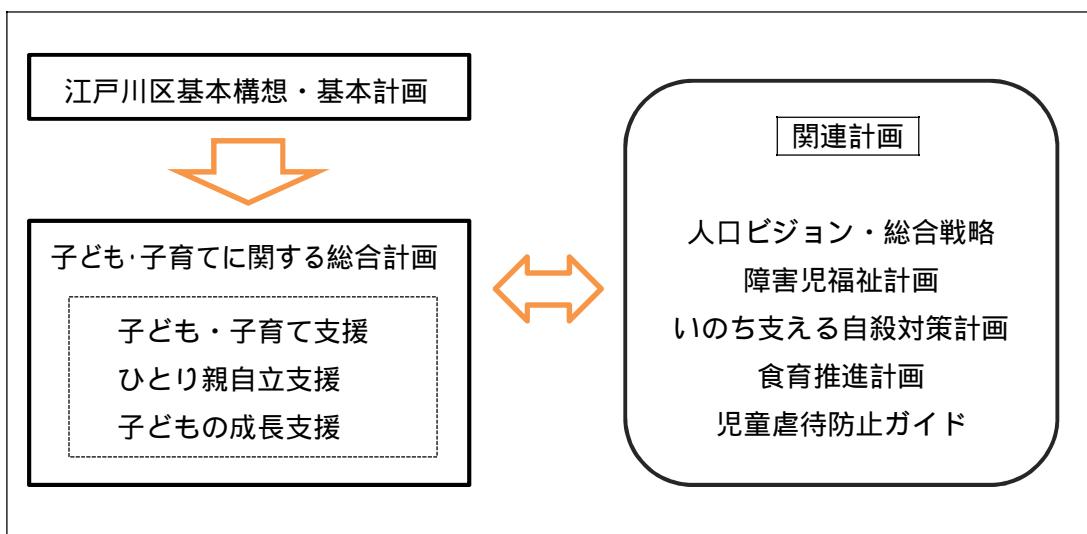
### 1 計画の趣旨

子どもは地域の宝であり、親や周囲の人たちの愛情に包まれて成長していきます。就学後は、他者との関わりのなかで小さな体験を積み重ね、大人になっていきます。本区には「地域の子どもは地域みんなで育てる」という気運が満ちており、地域力を活かした取り組みが展開されているところです。

平成32年度には、児童相談所が設置され児童福祉の担い手としての区の役割が更に高まります。これまでの本区の地域力や施策を踏まえ、子どもの笑顔があふれるまちの実現に向けた子ども・子育ての総合計画を策定します。

### 2 本計画の位置付け

(1) 子ども・子育て支援法に基づく「第2期子ども・子育て支援事業計画」(児童相談所は虐待防止や社会的養護体制に係る事業を含む)、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親自立支援計画」、子どもの成長支援事業(学習支援・食の支援・貧困対策等)を包含した児童福祉に係る総合計画とします。



### 3 計画期間

(1) 計画期間は2020(平成32)年度から5か年

### 4 計画策定の視点

(1) 子どもの人権や最善の利益を追求

(2) 子育ての主体である保護者を支援

(3) 地域全体で子どもの育ちを支える仕組みを構築

### 5 施策のイメージ

(1) 子ども支援

- ・子どもの夢をふくらませる場づくり
- ・児童相談所設置に伴う児童虐待対応のネットワークづくり

(2) 親支援

- ・家庭保育に対する支援
- ・ひとり親の就労支援

(3) 子どもの育ちを支える地域づくり

- ・子どもスマイル応援プロジェクト(子ども食堂や学習支援など)の推進
- ・里親など社会的養護体制の充実

(4) 幼児教育・保育の充実

- ・多様な教育・保育サービスの推進
- ・保育ママの拡充

### 6 計画策定に向けた取組み

(1) 教育・保育に関するニーズ調査の実施

- ・就学前児童を持つ保護者3,500人にアンケートを発送

(2) 庁内策定委員会の設置

- ・ワーキンググループ(「教育・保育部会」「成長支援部会」)による検討作業